

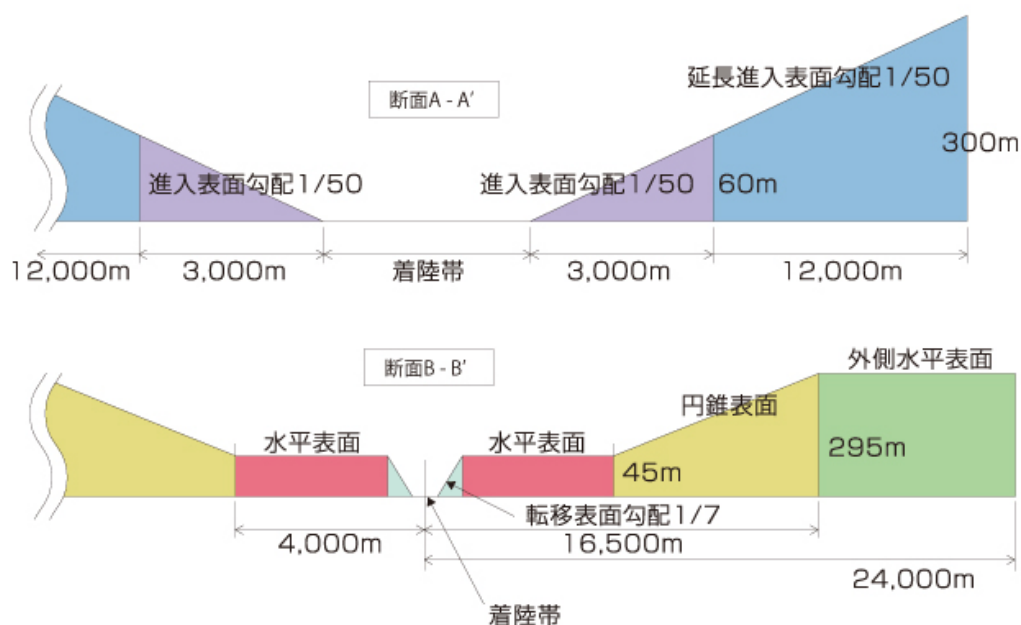
新潟空港制限表面高回答サイト操作説明書

●制限表面概略

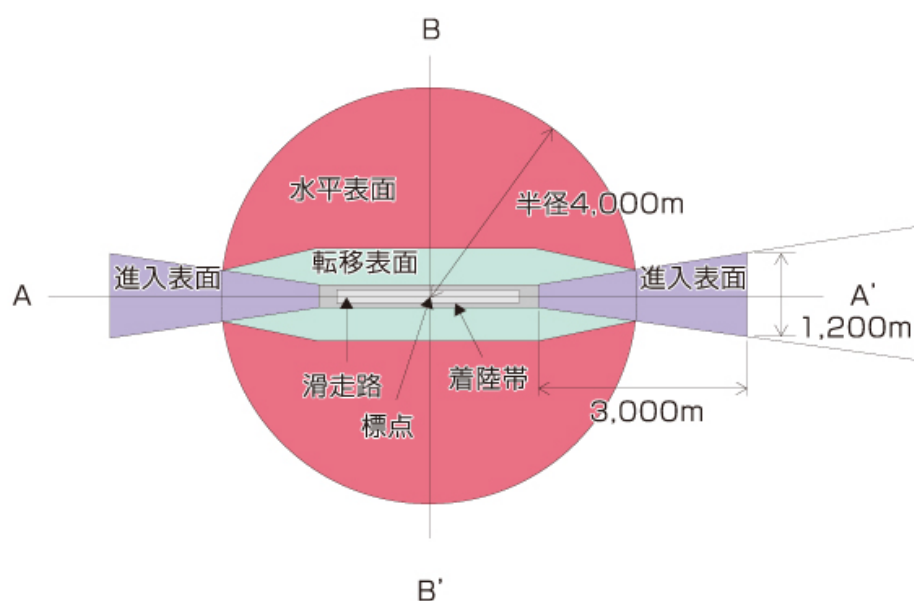
空港の周辺には進入表面、転移表面及び水平表面といった制限表面が設定されており、航空法 49条で「進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る高さの建造物。植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない（一部省略）。」と定められています。

制限表面は、その種類によって水平な部分もありますが、概ね以下の図のように空港中心から外側に向けて制限高が高くなります。

<断面概略図>



<平面概略図>



★詳細な制限表面概略図は下記サイトよりご確認ください。

<http://www.cab.mlit.go.jp/tcab/info/02.html>

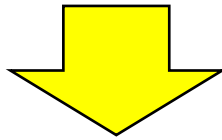
●高さ制限の照会方法

住所を入力し、詳細地図表示ボタンをクリックします。周辺の地図が表示されますので、建物の建築予定箇所をクリックして下さい。その際、クリック地点から新潟空港の標点に向けて直線が引かれます。上述の制限表面概略図の通り、空港に近い程、制限高が低くなりますので、直線を参考として建築予定箇所で空港に一番近いポイントをクリックして下さい。地図の下部にクリック地点の住所、制限表面の種類と制限高が表示されます。

新潟空港周辺における物件の設置**制限**について (新潟空港の制限表面区域)

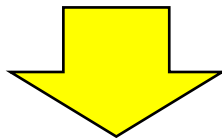
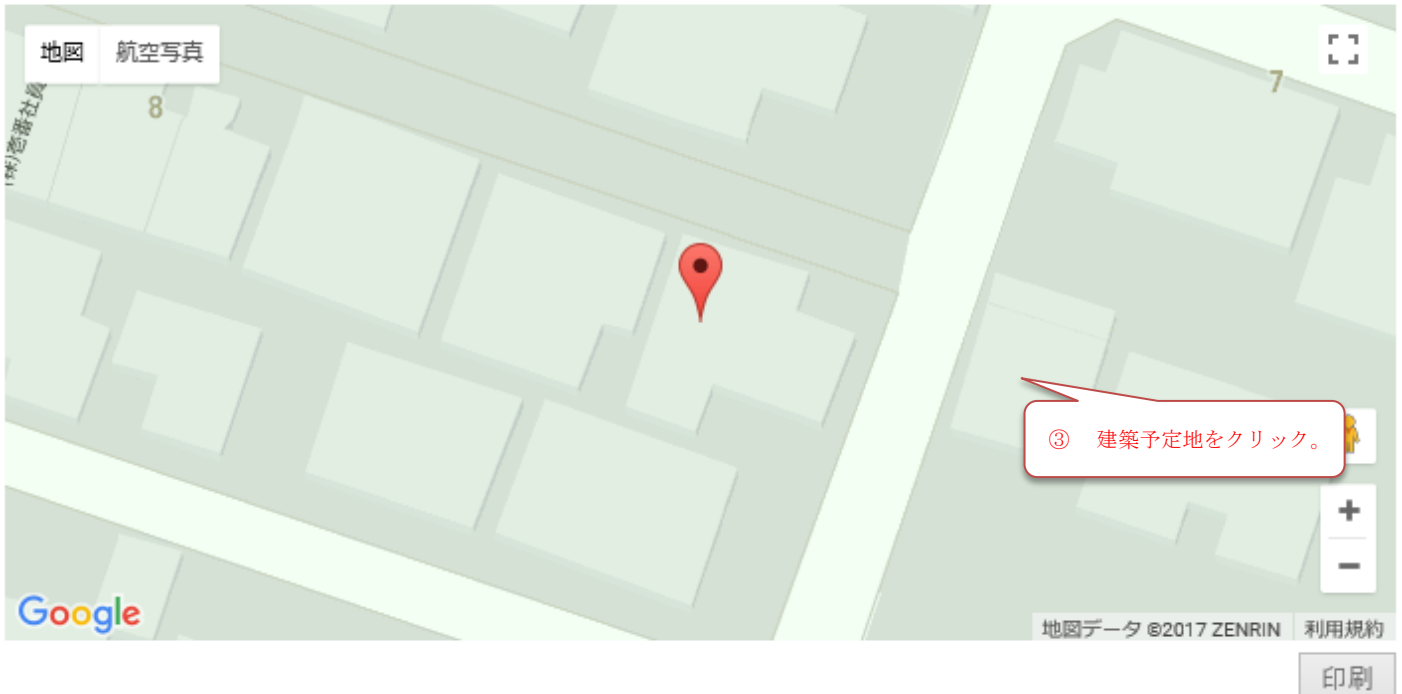
新潟空港周辺（下図の区域）では、航空法により設置できる物件の高さが制限される制限表面と呼ばれる区域が設けられています。この区域内で物件(搭屋を含む建築物、クレーン、アンテナ、避雷針、樹木等)を設置する場合は、制限表面を超える高さでないかのご確認をお願いいたします。その場所の制限高をご確認いただけるシステムを用意しております。以下のフォームに入力いただいた後、詳細地図表示のボタンをクリックしてください。ご質問等がございましたら、下記までお問い合わせください。

住所：



② 詳細地図表示ボタンをクリック。

住所：



住所：新潟県新潟市東区大形本町1丁目8-8

詳細地図表示



- ◆照会地：日本、〒950-0813 新潟県新潟市東区大形本町1丁目7-8
- ◆制限表面の種類：水平表面
- ◆制限高（標高）：約46m

④ 印刷ボタンをクリックで印刷ページを表示。

上記の照会地における、航空法第49条及び第56条の3による新潟空港での制限内容は上記のとおりです。なお、原則として制限高を超える物件等（※1）を設置することはできません（※2）。

照会結果において、制限表面の種類：進入表面、延長進入表面または転移表面との結果が表示されている場合において、物件等（※1）の設置を予定されている場合は新新潟空港事務所へお問い合わせください。また、物件等（※1）の設置に替え・改築、またはそれに伴う工事等を予定されている場合は新新潟空港事務所へお問い合わせください。

※必ず注意事項をご確認ください。

注意事項

- ※1 物件等には、建物・アンテナ・避雷針・クレーン・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバレーンやラジコン機等も該当します。
 - ※2 水平表面、円錐表面、外側水平表面については一部例外があります。前述の制限表面が表示されている場合において、物件等（※1）の設置を予定されている場合は下記の新潟空港事務所窓口までお問い合わせください。
- 注意1： 建築等可能高 = 制限高 - 照会地の地盤の高さ（標高）
- 注意2： 上記制限高は標高です。照会地の地盤の高さにご注意ください。
- 注意3： 照会地の地盤の高さについては、紹介者各自、自治体等関係機関にてご確認願います。
- 注意4： 工事中のクレーンなど一時的に設置される物件についても※1の物件等に該当しますのでご注意ください。
- 注意5： 上記回答で当該地が「範囲外」の場合や、物件等が制限高を超えていない場合でも、物件等（クレーン、アンテナ含む）の地上からの高さが60m以上となる場合については、航空法第51条及び第51条の2の規定により航空障害灯・昼間障害標識の設置が必要となる場合があります。詳しくは国土交通省東京航空局 保安部 航空灯火・電気技術課監理係（03-5275-9296）へお問い合わせください。また、東京航空局ホームページ（航空障害灯昼間障害標識のページ）にも掲載しておりますので、ご参照ください。
- 注意6： 新潟市にはヘリポートがあり、各ヘリポートの制限区域等範囲内の可能性がございます。詳しくは国土交通省東京航空局空港部管理課監理係(03-5275-9317)へお問い合わせください。

※新潟空港事務所窓口※

国土交通省東京航空局新潟空港事務所

TEL：025-273-4567（平日9:30～12:00及び13:00～17:00）

●再照会について

別地点の制限高を照会する場合は、入力した住所を消去し、再度照会する住所を入力してください。その後の手順は、通常の照会方法と同じ手順となります。

住所：



●制限表面の範囲外について

照会された住所が、新潟空港の高さ制限区域の範囲外に該当する場合がございます。ですが、他空港で定められた高さ制限に抵触する場合がございますので、該当する可能性のある近隣の空港に直接お問い合わせください。

住所：



- ◆照会地：日本、〒950-0811 新潟県新潟市東区大形本町2丁目6-1 市立大形小学校
- ◆制限表面の種類：範囲外
- ◆制限高（標高）：ご照会の場所は新潟空港の高さ制限区域の範囲外ですが、他空港等の制限エリアに該当すると思われる場所につきましては、照会地近隣の空港等にお問い合わせください。ご不明な点がございましたら新潟空港事務所窓口までお問い合わせください。

また、範囲外の場合でも、物件等（（クレーン、アンテナ含む））※1の地上からの高さが60m以上となる場合については、航空法第51条及び第51条の2の規定により航空障害灯の設置が必要となる場合があります。

詳しくは国土交通省東京航空局 保安部 航空灯火・電気技術課監理係（03-5275-9296）へお問い合わせください。

また、東京航空局ホームページ（航空障害灯昼間障害標識のページ）にも掲載しておりますので、ご参照ください。

注意事項

※1 物件等には、建物・アンテナ・避雷針・クレーン・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーンやラジコン機等も該当します。

※2 新潟市内にはヘリポートがあり、各ヘリポートの制限区域等範囲内の可能性がございます。詳しくは国土交通省東京航空局空港部管理課監理係(03-5275-9317)へお問い合わせください。

＊ ＊新潟空港事務所窓口＊ ＊

国土交通省東京航空局新潟空港事務所

T E L : 025-273-4567（平日9:30～12:00及び13:00～17:00）